

令和 8 年度柳津町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 事業目的

柳津町ではこれまで多くの地域おこし協力隊員を受け入れ、住民や事業者らと協働し様々な地域課題の解決や地域活性化に取り組んできた。

町では今後、さらなる隊員受け入れ数の増加を目指しているが、隊員数が増加するほど運用ノウハウの継承、隊員・関係機関との信頼関係構築、制度運用の質低下や隊員の定着不振など課題が生じることとなる。

本事業により受注者と町が協働し、安定した募集・受入・活動支援を担う体制を構築し、隊員が安心して力を発揮できる環境の構築と定着率向上を図るものである。

(2) 業務名

令和 8 年度柳津町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 提案上限金額

3,784 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、内訳として

隊員の募集業務に要する経費：上限 1,784 千円

隊員の日々のサポート業務に要する経費：上限 2,000 千円

※提案上限金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※提案上限金額を超えた提案は失格とする。

2. プロポーザル方式を採用する理由

本業務は下記の要素を含むため、公募型プロポーザル方式を採用する。

- ・地域おこし協力隊の募集設計から着任後の伴走支援までを一体的に実施する業務であり、受注者の知見・体制・運営手法等により成果が大きく左右される

ため。

- ・隊員や地域住民、関係機関等との信頼関係の構築と合意形成を前提とする対人支援・調整業務であり、高度な専門性と豊富な実務経験を要するため。
- ・価格のみで受注者を選定することが困難であり、企画提案内容（実施方針、具体的手法、体制、工程等）を総合的に比較評価する必要があるため。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ・会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続の申立てがなされた者でないこと。
- ・町税等を滞納している者でないこと。
- ・参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を柳津町から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び柳津町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 12 日柳津町条例第 5 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当する者ではないこと。
- ・主たる事務所が柳津町内に所在し、地域おこし協力隊制度に対する理解が十分な団体または法人で、当該業務に取り組む体制が確保されている者であること。

4. スケジュール

項目	日程	備考
質 問 書 受 付 期 限	令和 8 年 11 月 9 日（月）まで	期限最終日午後 5 時 までにメールで提出
質問回答期限	令和 8 年 11 月 12 日（木）（予定）	町ウェブサイト掲載
参加表明書 等提出期限	令和 8 年 11 月 17 日（火）まで	午後 5 時必着 ※提出方法は、 メール・郵送・持参

		のいずれか
以降のスケジュールについては予定であり、参加表明書の受領後に実施する指名委員会の結果を受けて決定する。詳細については参加表明書を提出した者に通知する。		
企画提案書 及び見積書 提出期限	令和8年11月27日（金）まで	<u>正午必着</u> ※提出方法は、 郵送・持参のいずれか
プレゼンテーション審査会	令和8年12月上旬頃	柳津町役場 大会議室
審査結果通知	令和8年12月上旬から中旬頃	メールで通知 町ウェブサイト掲載
契約締結	令和8年12月中旬頃	

5. 参加方法及び提出書類

本プロポーザルへ参加する者は、本実施要領及び仕様書の内容を理解したうえで、下記により必要書類を提出すること。各様式は町ウェブサイトからダウンロードして入手すること。

（1）参加表明時に提出するもの

- ・様式第1号 プロポーザル参加表明書（1部）
- ・様式第2号 誓約書（1部）

※メールで提出する場合は、いずれもPDF形式とすること。

（2）企画提案書提出時に提出するもの

- ・企画提案書（10部及びデータ（PDF））

※企画提案書は、次の様式・内容で作成することとする。

- ・A4版横書きで、ワープロソフト（Microsoft Word等）で作成すること。
- ・両面印刷で、30ページ以内（表紙、目次を除く）とすること。
- ・本文の各ページにはページ番号を記載すること。
- ・審査項目及び評価基準に基づいて作成すること。
- ・提案内容はすべて実現可能なものとすること。
- ・仕様書に記載のない追加提案等を記載する場合も、全て事業費上限額内で実施可能なものとすること。
- ・仕様書の要件を上回る提案がある場合は、その差異を明記し、全て事業費上限額内で実施可能なものとすること。
- ・様式第3号 見積書

※積算基礎が分かるように任意の内訳書を添付すること（10 部）

6. 審査

本プロポーザルにおける受託候補者選定のため、「令和 8 年度柳津町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）」を設置し、次の通り審査を実施する。

（1）審査方法

参加資格要件を満たし、かつ提案価格が事業費上限額の範囲内にある者について、審査項目及び評価基準に基づき、プレゼンテーション審査会におけるプレゼンテーション及び質疑応答形式の審査を経て、本業務に最も適切な企画提案を選定する。

（2）審査項目及び配点

審査の項目及び項目ごとの配点については、次の通りとする。

審査項目	評価基準	配点
1. 業務理解	<ul style="list-style-type: none"> ・町の現状を踏まえた課題整理ができているか。 ・本業務の目的に沿った方針となっているか。 ・町と受注者の役割分担・意思決定スキームを理解しているか。 	10 点
2. 業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施体制（担当者は専任か兼任か、配置人数が十分か等）が具体的かつ適切か。 ・隊員や町との連絡体制が適切か。 ・関係者との調整、信頼関係形成の方法が現実的か。 ・地域おこし協力隊の募集・受入・活動支援を継続的に運用するための仕組みを構築しようとしているか。 	15 点
3. 企画力	（1）隊員の募集業務	25 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の募集・採用フローの課題分析と改善提案が具体的であり、応募者数の増加と町が求める人材確保につながると考えられるか。 ・ウェブサイト等を活用した情報発信戦略が具体的であり、提案者の経験やノウハウが生かされているか。 ・団体派遣型地域おこし協力隊の制度周知とサポート内容が具体的であるか。 	
	（2）隊員の日々のサポート業務	
	<ul style="list-style-type: none"> ・隊員一人ひとりに寄り添ったサポート体制が具体的であり、地域定着につながる内容であるか。 	30 点

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊員の活動情報の発信や活動報告の実施方法が具体的であるか。 ・ 協力隊制度や隊員の活動を周知するためのイサポート体制が具体的であるか。 	
4. 業務工程 運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を遂行するために具体的で現実的な工程が設定されているか。 ・ 業務が提案者の独断もしくは町任せでの実施にならないよう管理がされているか。 ・ 十分なリスク管理がされているか。 	10 点
5. 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画内容に対して妥当な見積額であるか。 ・ 成果につながる資金運営体制ができているか。 	10 点
合計		100 点

(3) 審査会構成

審査を行う委員は3名以上とする。

(4) プレゼンテーション審査会

本プロポーザル参加者が審査委員に対し直接企画提案内容を説明する機会として、次のとおりプレゼンテーション審査会を実施する。

- ・ 日 時 令和8年12月上旬頃（参加表明者に通知）
- ・ 場 所 柳津町役場 3階 大会議室
- ・ 出席者 3名以内とし、本業務に直接携わる者が説明すること
- ・ 内 容 企画提案書の内容説明（30分以内）
企画提案書の内容に関する質疑（15分程度）
- ・ 留意事項 提案順は、参加受付順とする。
説明資料（パワーポイント等）を投影する大型モニターおよび HDMI ケーブルは事務局が用意するが、パソコン、その他の機材等は各事業者において用意すること。

(5) 審査結果通知

審査結果は参加事業者に電子メールで通知する。また、町ウェブサイトでも公表するが、参加者の名称や評価点については、参加者の権利利益を害するおそれがあると判断する場合は公表しないことができるものとする。

(6) 受託候補者の選定

各選考委員の総合評価点の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者として選定する。ただし、合計点が満点の 60%に満たない企画提案については、選定しないこととする。

7. 契約の締結

契約は、選定された受託候補者と柳津町との間で協議を行い、協議が整った場合には、随意契約により当該業務の実施に係る契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、選定された受託候補者との協議が不調に終わった場合には、次点とされた者と協議を行い、協議が整った場合には、随意契約により当該業務の実施に係る契約を締結することとする。

8. 提案者の禁止行為及び提案無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格もしくは提案無効とする。

- ・資格審査の結果、参加資格がないと認められた場合。
- ・提出書類の提出方法や提出期限を遵守しない、または内容に虚偽の記載が認められた場合。
- ・事業費上限額を超える金額で見積書を提出した場合。
- ・審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。
- ・正当な理由なくプレゼンテーション審査会に欠席した場合。
- ・その他、著しく信義に反する行為があった場合。

9. その他

- ・提出書類等に関して不明な点がある場合は、提出期限までに質問書（様式第 4 号）を事務局までメールで提出すること。事務局での確認後、質問及び回答を町ウェブサイトに掲載する（質問者に関する情報については掲載しない）。
- ・提出された企画提案書の著作権は提案者に帰属するものとし、業務目的以外で提案者に無断で使用しないものとする。なお、提出された書類は返却しない。
- ・プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- ・参加表明及び企画提案書の提出者が 1 者の場合でも、本プロポーザルは成立する。

- ・参加者は本プロポーザルの実施後、内容の不明及び不知を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ・本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、柳津町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年3月20日柳津町条例第1号)を準用し、提出書類を公開する場合がある。

◆事務局

柳津町 みらい創生課 みらい創生係

所在地 969-7201 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙 234 番地

電 話 0241-42-2447

F A X 0241-42-2505

メール mirai-sousei@town.yanaizu.fukushima.jp